

報告第 13 号

地方自治法指定法人の経営状況を説明する書類の提出について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 3 第 2 項の規定により、株式会社俳都ピアに係る令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの間における事業の決算に関する書類を別冊のとおり提出します。

令和 6 年 6 月 27 日提出

伊賀市長 岡 本 栄